

農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）

改正案	現行
<p>第十三条（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> </ul> <p>第一項第九号ノ三ノ「金融先物取引等」又八同項第九号ノ四ノ「金融先物取引等ノ受託等」ト八夫々金融先物取引法第二条第九項ニ掲グル金融先物取引等又八同条第十項ニ掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> </ul>	<p>第十三条（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> </ul> <p>第一項第九号ノ三ノ「金融先物取引等」又八同項第九号ノ四ノ「金融先物取引等ノ受託等」ト八夫々金融先物取引法第二条第八項ニ掲グル金融先物取引等又八同条第九項ニ掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> </ul>

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）

改正案	現行
<p>第二十八条（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> </ul> <p>第一項第十五号ノ「金融先物取引等」又八同項第十六号ノ「金融先物取引等ノ受託等」ト八夫々金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項</u>二掲グル金融先物取引等又八同条第十項二掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> </ul> <p>第二十九条 商工組合中央金庫ハ左ニ掲グル方法ニ依ルノ外業務上ノ余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 国債等又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有価証券ノ取得及証券取引法<u>第二条第十八項乃至第二十項</u>ニ規定スル取引ヲ為スコト</li> </ul> <p>二了四（略）</p>	<p>第二十八条（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> </ul> <p>第一項第十五号ノ「金融先物取引等」又八同項第十六号ノ「金融先物取引等ノ受託等」ト八夫々金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第八項</u>二掲グル金融先物取引等又八同条第九項二掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> </ul> <p>第二十九条 商工組合中央金庫ハ左ニ掲グル方法ニ依ルノ外業務上ノ余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 国債等又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有価証券ノ取得及証券取引法<u>第二条第十四項乃至第十六項</u>ニ規定スル取引ヲ為スコト</li> </ul> <p>二了四（略）</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

改正案	現行
<p>第九条の二 金融業（銀行業、信託業、保険業、無尽業及び証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む株式会社（持株会社たる株式会社を除く。）であつて、その資本の額が三百五十億円以上又はその純資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、株式交換、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる純資産の増加額を加えた額をいう。以下この条において同じ。）が千四百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する他の国内の会社の株式の取得価額の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれが多い額（以下「基準額」という。）を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて他の国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第一条第十四項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条</u></p>	<p>第九条の二 金融業（銀行業、信託業、保険業、無尽業及び証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む株式会社（持株会社たる株式会社を除く。）であつて、その資本の額が三百五十億円以上又はその純資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、株式交換、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる純資産の増加額を加えた額をいう。以下この条において同じ。）が千四百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する他の国内の会社の株式の取得価額の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれが多い額（以下「基準額」という。）を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて他の国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第一条第十一項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条</u></p>

第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社のうち、資本の額が政令で定める金額以下のものであつて、前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるものの株式を取得し、又は所有する場合

十一 (略)

2 } 9 (略)

第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社のうち、資本の額が政令で定める金額以下のものであつて、前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるものの株式を取得し、又は所有する場合

十一 (略)

2 } 9 (略)

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

改正案	現行
<p>第十条（略）</p> <p>（略）</p> <p>第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>十二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十</u>項に規定する金融先物取引等の受託等</p> <p>十三 十七（略）</p> <p>⑳（略）</p>	<p>第十条（略）</p> <p>（略）</p> <p>第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>十二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九</u>項に規定する金融先物取引等の受託等</p> <p>十三 十七（略）</p> <p>⑳（略）</p>

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

改正案	現行
<p>（事業の種類）            第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十項</u>に規定するものをいう。以下同じ。）</p> <p>十（略）</p> <p>4～9（略）</p>	<p>（事業の種類）            第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項</u>に規定するものをいう。以下同じ。）</p> <p>十（略）</p> <p>4～9（略）</p>

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

改正案	現行
<p>（信用協同組合）            第九条の八（略）            2～5（略）            6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>二～三（略）            四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第十条第十項（定義）</u>に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>7～11（略）</p>	<p>（信用協同組合）            第九条の八（略）            2～5（略）            6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法<u>第二条第八項第三号の二又は第十四項</u>から第十七項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>二～三（略）            四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第九条第九項（定義）</u>に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>7～11（略）</p>

改正案

現行

<p>(定義)</p> <p>第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 「金融指標等先物契約」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十八条</u>に規定する有価証券指数等先物取引、<u>同条第十九項</u>に規定する有価証券オプション取引（<u>同項第二号</u>に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）、<u>同条第二十項</u>に規定する外国市場証券先物取引（<u>同条第十八項</u>に規定する有価証券指数等先物取引及び<u>同条第十九項</u>に規定する有価証券オプション取引に類する取引に限る。）、<u>同条第二十二項</u>に規定する有価証券店頭指数等先物取引、<u>同条第二十三項</u>に規定する有価証券店頭オプション取引（<u>同項第二号</u>に掲げる取引及びこれに類する取引に限る。）、及び<u>同条第二十四項</u>に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引並びに金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項</u>に規定する取引所金融先物取引（<u>同条第四項第二号</u>に掲げる取引又は<u>同項第三号</u>に掲げる取引（<u>同号口</u>に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。）、に該当するものに限る。以下こ</p>	<p>(定義)</p> <p>第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 「金融指標等先物契約」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第十四条</u>に規定する有価証券指数等先物取引、<u>同条第十五項</u>に規定する有価証券オプション取引（<u>同項第二号</u>に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）、<u>同条第十六項</u>に規定する外国市場証券先物取引（<u>同条第十四項</u>に規定する有価証券指数等先物取引及び<u>同条第十五項</u>に規定する有価証券オプション取引に類する取引に限る。）、<u>同条第十八項</u>に規定する有価証券店頭指数等先物取引、<u>同条第十九項</u>に規定する有価証券店頭オプション取引（<u>同項第二号</u>に掲げる取引及びこれに類する取引に限る。）、及び<u>同条第二十項</u>に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引並びに金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第四条</u>に規定する金融先物取引（<u>同項第二号</u>に掲げる取引又は<u>同項第三号</u>に掲げる取引（<u>同号口</u>に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。）、に該当するものに限る。以下この号において同じ。</p>
--	--



の号において同じ。）、同条第五項に規定する店頭金融先物取引（同項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引（政令で定めるものに限る。）に類する取引に限る。）及び同条第九項に規定する海外金融先物市場において行われる同項に規定する取引所金融先物取引に類する取引その他これらに類する取引として政令で定める取引に係る契約をいう。

十五・十六（略）

2（略）

（対内直接投資等の定義）

第二十六条（略）

2 対内直接投資等とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 会社の株式又は持分の取得（前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び証券取引法第二十四条に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社（次号及び第三号において「上場会社等」という。）の株式の取得を除く。）

二 七（略）

（資本取引の報告）

第五十五条の三（略）

2 銀行等、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条

）、同条第五項に規定する店頭金融先物取引（同項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引（政令で定めるものに限る。）に類する取引に限る。）及び同条第八項に規定する海外金融先物市場において行われる同条第四項に規定する金融先物取引に類する取引その他これらに類する取引として政令で定める取引に係る契約をいう。

十五・十六（略）

2（略）

（対内直接投資等の定義）

第二十六条（略）

2 対内直接投資等とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 会社の株式又は持分の取得（前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社（次号及び第三号において「上場会社等」という。）の株式の取得を除く。）

二 七（略）

（資本取引の報告）

第五十五条の三（略）

2 銀行等、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条

第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及び金融先物取引業者（金融先物取引法第二十一条に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。）は、前項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

3  
7（略）

第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及び金融先物取引業者（金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。）は、前項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

3  
7（略）

改正案	現行
<p>（事業税の標準税率等） 第七十二条の二十二（略） 2・3（略） 4 第一項第二号の「特別法人」とは、次に掲げる法人をいう。 一〇九（略） 十 証券取引所（株式会社であるものを除く。）及び商品取引所 十一（略） 5〃9（略） （事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略） 2（略） 3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては新增設に係る事業所税を課することができない。 一（略） 二 証券取引所（株式会社であるものを除く。）、商品取引所又は</p>	<p>（事業税の標準税率等） 第七十二条の二十二（略） 2・3（略） 4 第一項第二号の「特別法人」とは、次に掲げる法人をいう。 一〇九（略） 十 証券取引所及び商品取引所 十一（略） 5〃9（略） （事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略） 2（略） 3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては新增設に係る事業所税を課することができない。 一（略） 二 証券取引所、商品取引所又は金融先物取引所がその本来の事業</p>

<p>4 } 11 (略)</p>	<p>金融先物取引所（株式会社であるものを除く。）がその本来の事業の用に供する施設 三丁二十八（略）</p>
<p>4 } 11 (略)</p>	<p>の用に供する施設 三丁二十八（略）</p>

改正案

現行

<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第八条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十五項</u>に規定する取引所有価証券市場及び金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）<u>第二条第七項</u>に規定する金融先物取引所の開設する同条第八項に規定する金融先物市場を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（他の法令との関係）</p> <p>第四百四十五条の四 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、第八条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによるものとする。</p> <p>一 証券取引法<u>第二条第十五項</u>に規定する取引所有価証券市場に類似する施設</p> <p>二 金融先物取引法<u>第二条第七項</u>に規定する金融先物取引所の開設する同条第八項に規定する金融先物市場に類似する施設</p>	<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第八条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十二項</u>に規定する取引所有価証券市場及び金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）<u>第二条第七項</u>に規定する金融先物市場を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（他の法令との関係）</p> <p>第四百四十五条の四 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、第八条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによるものとする。</p> <p>一 証券取引法<u>第二条第十二項</u>に規定する取引所有価証券市場に類似する施設</p> <p>二 金融先物取引法<u>第二条第七項</u>に規定する金融先物市場に類似する施設</p>
---	---

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)            2、5 (略)</p> <p>6 この法律において、「有価証券指数等先物取引」とは、証券取引法  <u>第二条第十八項</u>に規定する有価証券指数等先物取引をいう。</p> <p>7 この法律において、「有価証券オプション取引」とは、証券取引法  <u>第二条第十九項</u>に規定する有価証券オプション取引をいう。</p> <p>8 この法律において、「外国市場証券先物取引」とは、証券取引法第  <u>二条第二十項</u>に規定する有価証券先物取引をいう。</p> <p>9 この法律において、「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取            引法<u>第二条第二十二項</u>に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をい            う。</p> <p>10 この法律において、「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取            引法<u>第二条第二十三項</u>に規定する有価証券店頭オプション取引をい            う。</p> <p>11 この法律において、「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証            券取引法<u>第二条第二十四項</u>に規定する有価証券店頭指数等スワップ            取引をいう。</p> <p>12、29 (略)</p>	<p>(定義)            第二条 (略)            2、5 (略)</p> <p>6 この法律において、「有価証券指数等先物取引」とは、証券取引法  <u>第二条第十四項</u>に規定する有価証券指数等先物取引をいう。</p> <p>7 この法律において、「有価証券オプション取引」とは、証券取引法  <u>第二条第十五項</u>に規定する有価証券オプション取引をいう。</p> <p>8 この法律において、「外国市場証券先物取引」とは、証券取引法第  <u>二条第十六項</u>に規定する有価証券先物取引をいう。</p> <p>9 この法律において、「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取            引法<u>第二条第十八項</u>に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をい            う。</p> <p>10 この法律において、「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取            引法<u>第二条第十九項</u>に規定する有価証券店頭オプション取引をい            う。</p> <p>11 この法律において、「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証            券取引法<u>第二条第二十項</u>に規定する有価証券店頭指数等スワップ取            引をいう。</p> <p>12、29 (略)</p>

(投資信託委託業に係る行為準則)

第十五条 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一～三 (略)

四 特定の有価証券等(有価証券、オプション(証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。))その他政令で定める資産又は有価証券指数(同条第十八項に規定する有価証券指数をいう。以下同じ。))その他政令で定める指数若しくは数値をいう。))に関し、運用の指図をした取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図すること。

五・六 (略)

2 (略)

(特定資産の価格等の調査)

第十六条の二 投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産(証券取引所(証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。))に上場されている有価証券その他の総理府令で定める資産(以下「指定資産」という。))を除く( )の取得又は譲渡その他の総理府令で定める行為が行われたとき

(投資信託委託業に係る行為準則)

第十五条 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一～三 (略)

四 特定の有価証券等(有価証券、オプション(証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。))その他政令で定める資産又は有価証券指数(同条第十四項に規定する有価証券指数をいう。以下同じ。))その他政令で定める指数若しくは数値をいう。))に関し、運用の指図をした取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図すること。

五・六 (略)

2 (略)

(特定資産の価格等の調査)

第十六条の二 投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産(証券取引所(証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。))に上場されている有価証券その他の総理府令で定める資産(以下「指定資産」という。))を除く( )の取得又は譲渡その他の総理府令で定める行為が行われたとき

は、当該投資信託委託業者、その利害関係人等及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他総理府令で定める事項を調査させなければならない。

2  
(略)

は、当該投資信託委託業者、その利害関係人等及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他総理府令で定める事項を調査させなければならない。

2  
(略)



改正案

現行

<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2、4（略） 5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>二、三（略） 四 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項（定義）</u>に規定する金融先物取引等をいう。 五 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法<u>第二条第十項（定義）</u>に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>6、17（略）</p>	<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2、4（略） 5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法<u>第二条第八項第三号の二又は第十四項</u>から第十七項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>二、三（略） 四 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第八項（定義）</u>に規定する金融先物取引等をいう。 五 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法<u>第二条第九項（定義）</u>に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>6、17（略）</p>
--	--

改正案	現行
<p>（業務の範囲）            第六条（略）            2・3（略）</p> <p>4 前項第一号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二十一条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>5 第三項第九号の「金融先物取引等」又は同項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第一条第九項又は第十項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。</p>	<p>（業務の範囲）            第六条（略）            2・3（略）</p> <p>4 前項第一号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二十一条第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>5 第三項第九号の「金融先物取引等」又は同項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第八項又は第九項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。</p>

改正案

現行

<p>（金庫の事業） 第五十八条（略） 2～5（略） 6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>二～三（略） 四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十項（定義）</u>に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>7～13（略）</p>	<p>（金庫の事業） 第五十八条（略） 2～5（略） 6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法<u>第二条第八項第三号の二又は第十四項</u>から第十七項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>二～三（略） 四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項（定義）</u>に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>7～13（略）</p>
---	---

改正案	現行
<p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第百二十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 水（略）</p> <p>へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 株式の売買であつて政令で定めるところにより証券取引法第二十八条に規定する有価証券指数その他政令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの</p> <p>(3) 証券取引法第二十八条に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十九項に規定する有価証券オプション取引（</p> <p>(2)の有価証券指数その他政令で定めるものに係るものに限る。）。</p> <p>(4)（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第百二十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 水（略）</p> <p>へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 株式の売買であつて政令で定めるところにより証券取引法第十四条に規定する有価証券指数その他政令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの</p> <p>(3) 証券取引法第十四条に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十五項に規定する有価証券オプション取引（</p> <p>(2)の有価証券指数その他政令で定めるものに係るものに限る。）。</p> <p>(4)（略）</p> <p>2～5（略）</p>

(掛金の負担及び納付義務)

第三百三十九条 (略)

2・3 (略)

4 設立事業所の事業主は、基金の同意があるときは、政令の定めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取引法第二十四条に規定する証券取引所に上場されている株式で納付することができる。

5～7 (略)

(準用規定)

第四百四十一条 第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条から第八十九条までの規定は、掛金その他この説の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中、「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中、「厚生大臣」とあるのは、「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは、「掛金又は第四百十条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは、「掛金又は第四百十条第一項の規定による徴収金」と読み替えるほか、掛金については、第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは、「納付した掛金(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第十四項に規定する証券取引所

(掛金の負担及び納付義務)

第三百三十九条 (略)

2・3 (略)

4 設立事業所の事業主は、基金の同意があるときは、政令の定めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式で納付することができる。

5～7 (略)

(準用規定)

第四百四十一条 第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条から第八十九条までの規定は、掛金その他この説の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中、「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中、「厚生大臣」とあるのは、「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは、「掛金又は第四百十条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは、「掛金又は第四百十条第一項の規定による徴収金」と読み替えるほか、掛金については、第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは、「納付した掛金(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第十一項に規定する証券取引所

に上場されている株式で納付した掛金を除く。)の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主(第十条第二項の同意をした事業主を含む。)」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

に上場されている株式で納付した掛金を除く。)の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主(第十条第二項の同意をした事業主を含む。)」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

改正案

現行

<p>（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）          第三条の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき利子等又は投資信託（公社債投資信託、特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二</u>条第十四項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者は、<u>大蔵省令</u>で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払に関する同法第二百二十五条第一項の調書を同一の内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日（無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、投資信託（特定株式投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日（の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない</p>	<p>（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）          第三条の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき利子等又は投資信託（公社債投資信託、特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二</u>条第十一項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者は、<u>大蔵省令</u>で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払に関する同法第二百二十五条第一項の調書を同一の内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日（無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、投資信託（特定株式投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日（の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない</p>
---	---

（上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例）

第九条の五 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社（以下この条、次条第一項及び第九条の七第一項において「上場会社等」という。）が、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十一号）の施行の日から平成十四年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）

（内に、証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この項及び第九条の七において「公開買付け」という。）により利益をもつてする株式の消却を行った場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じて行う当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から当該株式の消却により交付される金銭の交付を受け、かつ、その金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二条第十六号に規定する資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、所得税法第二十五条第一項の規定は、適用しない。

2）5（略）

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、

（上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例）

第九条の五 証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社（以下この条、次条第一項及び第九条の七第一項において「上場会社等」という。）が、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十一号）の施行の日から平成十四年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）

（内に、証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この項及び第九条の七において「公開買付け」という。）により利益をもつてする株式の消却を行った場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じて行う当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から当該株式の消却により交付される金銭の交付を受け、かつ、その金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二条第十六号に規定する資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、所得税法第二十五条第一項の規定は、適用しない。

2）5（略）

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、



平成元年四月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額（第七項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引法第十条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日（以下この項において「上

平成元年四月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額（第七項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引法第十条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日（以下この項において「上

場等の日」という。）においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。）への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

3）7（略）

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三（略）

2）9（略）

10 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る上場等の日以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後一年以内に行われる譲渡（証券取引法第二

場等の日」という。）においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。）への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

3）7（略）

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三（略）

2）9（略）

10 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る上場等の日以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後一年以内に行われる譲渡（証券取引法第二

条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。( )で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。( )をした場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(第十二項及び第十四項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。( )の二分の一に相当する金額とする。

11  
14 (略)

( 上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)

第六十七条の八 証券取引法第二十条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社(以下この条において「上場会社等」という。 )が、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第三百三十一号)の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行った場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち当該上場会社等の株主である内国法人がその消却の時にあって有する株式で消却されなかつたものに対応する部分の金額については、法人税法第二十四条第二項

条第十三項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。( )で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。( )をした場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(第十二項及び第十四項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。( )の二分の一に相当する金額とする。

11  
14 (略)

( 上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)

第六十七条の八 証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社(以下この条において「上場会社等」という。 )が、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第三百三十一号)の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行った場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち当該上場会社等の株主である内国法人がその消却の時にあって有する株式で消却されなかつたものに対応する部分の金額については、法人税法第二十四条第二項

の規定は、当該内国法人が同項の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

2・3 (略)

(株式分割等に係る株券の印紙税の非課税)

第九十一条の四 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた商法第二百八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議又は同法第三百四十二条第一項の規定による商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十六条第一項に規定する一単位の株式の数(以下この項において「単位の株式の数」という。)の変更に係る株主総会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に作成する印紙税法別表第一第四号に掲げる株券(以下この条において「株券」という。)のうち、次に掲げるもの(当該株式の分割の日又は一単位の株式の数の変更の日の属する事業年度(法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。)において作成するものに限る。)については、印紙税を課さない。

一～三 (略)

2 (略)

の規定は、当該内国法人が同項の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

2・3 (略)

(株式分割等に係る株券の印紙税の非課税)

第九十一条の四 証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた商法第二百八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議又は同法第三百四十二条第一項の規定による商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十六条第一項に規定する一単位の株式の数(以下この項において「単位の株式の数」という。)の変更に係る株主総会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に作成する印紙税法別表第一第四号に掲げる株券(以下この条において「株券」という。)のうち、次に掲げるもの(当該株式の分割の日又は一単位の株式の数の変更の日の属する事業年度(法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。)において作成するものに限る。)については、印紙税を課さない。

一～三 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（株式等の譲渡の対価の受領者の告知） 第二百二十四条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含む。）をいう。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第二条第一項第十五号の三（定義）に規定する公募により行われたものを除く。）又は証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益証券及び特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の受益証券</p> <p>六（略）</p>	<p>（株式等の譲渡の対価の受領者の告知） 第二百二十四条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含む。）をいう。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第二条第一項第十五号の三（定義）に規定する公募により行われたものを除く。）又は証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益証券及び特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の受益証券</p> <p>六（略）</p>

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九  
条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十  
四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定  
又は技能証明の事項

課税  
標準

税率

一～二十五（略）

二十五の二 有価証券市場又は金融先物市場の開設の免許又は組  
織変更の認可

(一) 証券取引法第八十条第一項（免許）の規  
定による有価証券市場の開設の免許（同法

免許  
一件につ  
き十五万  
円

第二条第十三項（定義）に規定する証券会  
員制法人に係るものを除く。）

(二) 証券取引法第百一条の十一第一項（組織  
変更の認可）の規定による組織変更の認可

認可  
一件につ  
き十五万  
円

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九  
条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十  
四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定  
又は技能証明の事項

課税  
標準

税率

一～二十五（略）

（新設）

二十六、四十九（略）	<p>(三) 金融先物取引法第三条（免許）の規定による金融先物市場の開設の免許（同法第二条第六項（定義）に規定する金融先物会員制法人に係るものを除く。）</p> <p>(四) 金融先物取引法第三十四条の十四第一項（組織変更の認可）の規定による組織変更の認可</p>	免許	一件につき
		件数	円 千十五万
		認可	一件につき
		件数	円 千十五万

二十六、四十九（略）	
------------	--

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二一 (略)</p> <p>三 有価証券、証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引又は外国市場証券先物取引 それぞれ証券取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項（先物取引のための標準物の設定）の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第六号八（金融機関の証券業務の禁止）に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）</p> <p>同法第二条第九項に規定する証券会社、同条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十九項に規定する有価証券オプシオン取引又は同条第二十項に規定する外国市場証券先物取引をいう。</p> <p>三の二・四 (略)</p> <p>五 有価証券指数又は有価証券店頭指数 それぞれ証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るもの又は同条第二十二項に規定する有価証券店頭</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二一 (略)</p> <p>三 有価証券、証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引又は外国市場証券先物取引 それぞれ証券取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項（先物取引のための標準物の設定）の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第六号八（金融機関の証券業務の禁止）に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）</p> <p>同法第二条第九項に規定する証券会社、同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十五項に規定する有価証券オプシオン取引又は同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引をいう。</p> <p>三の二・四 (略)</p> <p>五 有価証券指数又は有価証券店頭指数 それぞれ証券取引法第二条第十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るもの又は同条第十八項に規定する有価証券店頭指</p>



指数をいう。  
六〇八（略）

数をいう。  
六〇八（略）

改正案

現行

<p>（業務の範囲）                  第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第二号、第十六号又は第十七号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>4～7（略）</p> <p>8 第二項第十二号の「金融先物取引等」又は同項第十三号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項又は第十項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等</p>	<p>（業務の範囲）                  第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第二号、第十六号又は第十七号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>4～7（略）</p> <p>8 第二項第十二号の「金融先物取引等」又は同項第十三号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第八項又は第九項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等</p>
---	--

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）

改正案	現行
<p>（参加者）</p> <p>第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十五条</u>に規定する証券金融会社</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（参加者）</p> <p>第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十一条</u>に規定する証券金融会社</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)            2、5 (略)</p> <p>6 この法律において「有価証券指数等先物取引等」とは、有価証券指数等先物取引（証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場証券先物取引（同法第二条第二十項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下この条において同じ。）のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引をいう。</p> <p>7 この法律において「有価証券オプション取引等」とは、有価証券オプション取引（証券取引法第二条第十九項に規定する有価証券オプション取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引をいう。</p> <p>8 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取引法第二条第二十二項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。</p> <p>9 この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取引法第二条第二十三項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。</p>	<p>(定義)            第二条 (略)            2、5 (略)</p> <p>6 この法律において「有価証券指数等先物取引等」とは、有価証券指数等先物取引（証券取引法第一条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場証券先物取引（同法第二条第十六項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下この条において同じ。）のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引をいう。</p> <p>7 この法律において「有価証券オプション取引等」とは、有価証券オプション取引（証券取引法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引をいう。</p> <p>8 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。</p> <p>9 この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取引法第二条第十九項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。</p>

10 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証券取引法第二条第二十四項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。

11 この法律において「有価証券等」とは、有価証券、有価証券指数（証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、同条第二十二項に規定する有価証券店頭指数又はオプション（同条第一項第十号の二に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。次項において同じ。）をいう。

12 この法律において「有価証券の価値等」とは、有価証券の価値若しくはオプションの対価の額又は約定指数、約定数値、現実指数、現実数値（証券取引法第二条第十八項に規定する約定指数、約定数値、現実指数又は現実数値及びこれらの数値と類似の数値であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数若しくは店頭現実数値（同条第二十二項に規定する店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。）の動向をいう。

13  
(略)

10 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。

11 この法律において「有価証券等」とは、有価証券、有価証券指数（証券取引法第二条第十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、同条第十八項に規定する有価証券店頭指数又はオプション（同条第一項第十号の二に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。次項において同じ。）をいう。

12 この法律において「有価証券の価値等」とは、有価証券の価値若しくはオプションの対価の額又は約定指数、約定数値、現実指数、現実数値（証券取引法第二条第十四項に規定する約定指数、約定数値、現実指数又は現実数値及びこれらの数値と類似の数値であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数若しくは店頭現実数値（同条第十八項に規定する店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。）の動向をいう。

13  
(略)

新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十三号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとき  
 れる旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（新株の引受権の付与の特例）                  第八条（略）                  2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十四項</u>に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法<u>第二条第十一項</u>に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない時に商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する。</p>	<p>（新株の引受権の付与の特例）                  第八条（略）                  2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十一項</u>に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法<u>第六十七条第一項</u>に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない時に商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する。</p>

改正案	現行
<p>（新株の引受権の付与の特例）            第八条（略）</p> <p>2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十四項</u>に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法<u>第二条第十一項</u>に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社でない時に商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する。</p>	<p>（新株の引受権の付与の特例）            第八条（略）</p> <p>2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十一項</u>に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法<u>第六十七条第一項</u>に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社でない時に商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する。</p>

地価税法（平成三年法律第六十九号）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係） 一〇十七（略）</p> <p>十八 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十五項（定義）に規定する取引所有価証券市場（同条第十三項に規定する証券会員制法人が開設するものに限る。）</u>、<u>商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第七項（定義）に規定する商品市場又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する金融先物取引所の開設する同条第八項に規定する金融先物市場（同条第六項に規定する金融先物会員制法人が開設するものに限る。）</u>の用に直接供されている土地等</p> <p>十九〇二十五（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係） 一〇十七（略）</p> <p>十八 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十二項（定義）に規定する取引所有価証券市場</u>、<u>商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第七項（定義）に規定する商品市場又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する金融先物市場の用に直接供されている土地等</u></p> <p>十九〇二十五（略）</p>



改正案	現行
<p>（暴力的要求行為の禁止）</p> <p>第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第十二条の三及び第十二条の五において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 人に対し、購入した商品、購入した有価証券に表示される権利若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、若しくはこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求し、又は勧誘を受けてした商品若しくは有価証券に係る売買その他の取引において、その価格若しくは商品指数（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項の商品指数をいう。）若しくは有価証券指数（証券取引法第二条第</p>	<p>（暴力的要求行為の禁止）</p> <p>第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第十二条の三及び第十二条の五において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 人に対し、購入した商品、購入した有価証券に表示される権利若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、若しくはこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求し、又は勧誘を受けてした商品若しくは有価証券に係る売買その他の取引において、その価格若しくは商品指数（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項の商品指数をいう。）若しくは有価証券指数（証券取引法第二条第</p>

十八項の有価証券指数をいう。(若しくは有価証券店頭指数(証券取引法第二条第二十二項の有価証券店頭指数をいう。)(の上昇若しくは下落により損失を被ったとして、損害賠償その他これに類する各目のみだりに金品等の供与を要求すること。)

十四項の有価証券指数をいう。(若しくは有価証券店頭指数(証券取引法第二条第十八項の有価証券店頭指数をいう。)(の上昇若しくは下落により損失を被ったとして、損害賠償その他これに類する各目のみだりに金品等の供与を要求すること。)

保険業法（平成七年法律第百五号）

改正案	現行
<p>第九十八条（略）</p> <p>2）6（略）</p> <p>7 第一項第六号の「金融先物取引等」又は同項第七号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第一条第九項又は第十項（定義）</u>に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>8（略）</p>	<p>第九十八条（略）</p> <p>2）6（略）</p> <p>7 第一項第六号の「金融先物取引等」又は同項第七号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第一条第八項又は第九項（定義）</u>に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>8（略）</p>

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）

改正案	現行
<p>附則 （年金給付等積立金の運用） 第五十六条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第三百三十八条第二項から第四項まで、第三百三十九条第一項から第五項まで、第四百四十一条第二項及び第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する掛金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは、「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは、「設立事業所」と、同法第四号中「船舶」とある</p>	<p>附則 （年金給付等積立金の運用） 第五十六条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第三百三十八条第二項から第四項まで、第三百三十九条第一項から第五項まで、第四百四十一条第二項及び第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する掛金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは、「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは、「設立事業所」と、同法第四号中「船舶」とある</p>

のは「設立事業所である船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金の額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金」と、それぞれ読み替えるものとする。

のは「設立事業所である船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金の額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金」と、それぞれ読み替えるものとする。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 証券取引所 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二</u> <u>条第十四項</u>に規定する証券取引所をいう。</p> <p>二 証券業協会 証券取引法<u>第二</u><u>条第十一項</u>に規定する証券業協会をいう。</p> <p>三 八（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 証券取引所 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二</u> <u>条第十一項</u>に規定する証券取引所をいう。</p> <p>二 証券業協会 証券取引法<u>第六</u><u>十七条第一項</u>に規定する証券業協会をいう。</p> <p>三 八（略）</p>

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業等」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条各号に掲げるものをいう。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次の各号のいずれかに該当するもののうち、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第十四項</u>に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社をいう。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（中小企業等投資事業有限責任組合契約）</p> <p>第三条 中小企業等投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの</p> <p>イ 外国法人であつて、その発行する株式が証券取引法<u>第二条第</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業等」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条各号に掲げるものをいう。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次の各号のいずれかに該当するもののうち、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第十一項</u>に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社をいう。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（中小企業等投資事業有限責任組合契約）</p> <p>第三条 中小企業等投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの</p> <p>イ 外国法人であつて、その発行する株式が証券取引法<u>第二条第</u></p>

十四項に規定する証券取引所及びこれに類似するものであって  
外国に所在するものの上場されておらず、かつ、同法第七十五  
条第一項の店頭売買有価証券登録原簿及びこれに類似するもの  
であって外国に備えられるものに登録されていないものの発行  
する株式、転換社債、新株引受権付社債又はこれらに類似する  
ものの取得及び保有

□ (略)

七 (略)

2  
4 (略)

十一項に規定する証券取引所及びこれに類似するものであって  
外国に所在するものの上場されておらず、かつ、同法第七十五  
条第一項の店頭売買有価証券登録原簿及びこれに類似するもの  
であって外国に備えられるものに登録されていないものの発行  
する株式、転換社債、新株引受権付社債又はこれらに類似する  
ものの取得及び保有

□ (略)

七 (略)

2  
4 (略)



金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第四十五条 新証券取引法第九十八条第五項の規定は、この法律の施行の際現に新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当している証券取引所の役員である者（旧証券取引法第三十二条第四号イから二までのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>第四十五条 新証券取引法第百二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当している証券取引所の役員である者（旧証券取引法第三十二条第四号イから二までのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。</p>

改正案

現行

<p>（議決権のない株式の発行の特例）                  第十一条の四（略）</p> <p>2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十四項</u>に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合に限り、適用する。</p> <p>（新株の引受権の付与の特例）                  第十一条の五（略）                  2・3（略）</p> <p>4 前三項の規定は、認定会社が、証券取引法<u>第二条第十四項</u>に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合であつて、商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をするときに限り、適用する。</p>	<p>（議決権のない株式の発行の特例）                  第十一条の四（略）</p> <p>2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十一項</u>に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合に限り、適用する。</p> <p>（新株の引受権の付与の特例）                  第十一条の五（略）                  2・3（略）</p> <p>4 前三項の規定は、認定会社が、証券取引法<u>第二条第十一項</u>に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合であつて、商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をするときに限り、適用する。</p>
--	--

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第九号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日から平成十三年三月三十一日までの間に行う同項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成十二年新法」という。）第三十七条の十第三項」と、「第二条第十一項」とあるのは「第二条第十四項」と、「前条の」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十の」と、同条第四項中「転換社債」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債」と、同条第五項中「平成十二年三月三十一日」とあるのは「平成十三年三月三十一日」と、同条第八項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法</p>	<p>附則</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日から平成十三年三月三十一日までの間に行う同項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成十二年新法」という。）第三十七条の十第三項」と、「前条の」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十の」と、同条第四項中「転換社債」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債」と、同条第五項中「平成十二年三月三十一日」とあるのは「平成十三年三月三十一日」と、同条第八項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の</p>

及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十五条第二項（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

3  
（略）

臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十五条第二項（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

3  
（略）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）

改正案	現行
<p>別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係） 一～十三（略） 十四 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）、第九十八条第十八号（内部者取引）又は第一百条第十三号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪 十五～五十九（略）</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係） 一～十三（略） 十四 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）、第九十八条第十五号（内部者取引）又は第一百条第十三号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪 十五～五十九（略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務及び権限）</p> <p>第四条 金融再生委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。</p> <p>一～十五</p> <p>十六 有価証券市場の開設の免許及びその免許を受けた者の検査その他の監督に關すること。</p> <p>十七～二十一（略）</p> <p>二十二 金融先物市場の開設の免許及びその免許を受けた者の検査その他の監督に關すること。</p> <p>二十三～三十三（略）</p>	<p>（所掌事務及び権限）</p> <p>第四条 金融再生委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。</p> <p>一～十五</p> <p>十六 証券取引所の設立の免許及び検査その他の監督に關すること。</p> <p>十七～二十一（略）</p> <p>二十二 金融先物取引所の設立の免許及び検査その他の監督に關すること。</p> <p>二十三～三十三（略）</p>

金融庁設置法（平成十年法律第百二十号）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十五</p> <p>十六 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二章から第二章の四までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。</p> <p>十七～二十七（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十五</p> <p>十六 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二章から第二章の三までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。</p> <p>十七～二十七（略）</p>

改正案	現行
<p>（金融再生委員会設置法の一部改正）</p> <p>第二十八条 金融再生委員会設置法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第三条及び第四条を次のように改める。 （任務）</p> <p>第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。 （所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること</p> <p>イ ヲ（略）</p> <p>ウ 有価証券市場を開設する者</p> <p>カ タ（略）</p> <p>レ 金融先物市場を開設する者</p> <p>ソ 卅（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（金融再生委員会設置法の一部改正）</p> <p>第二十八条 金融再生委員会設置法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第三条及び第四条を次のように改める。 （任務）</p> <p>第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。 （所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること</p> <p>イ ヲ（略）</p> <p>ウ 証券取引所</p> <p>カ タ（略）</p> <p>レ 金融先物取引所</p> <p>ソ 卅（略）</p> <p>（略）</p>



[

改正案	現行
<p>（証券取引法の一部改正）</p> <p>第百三十七条 証券取引法の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第七十九条の第三十二項、第七十九条の五十一第一項、第七十九条の五十六第一項、第七十九条の五十七第一項第一号、第七十九条の六十二、第七十九条の六十七、第七十九条の七十二から第七十九条の七十四まで、第七十九条の八十、第百八十八条、第百九十一条及び第百九十四条の六を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。</p> <p>第七十九条の第三十二項、第七十九条の五十一第一項、第七十九条の五十六第一項及び第七十九条の五十七第一項第一号中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の六十二中「総理府令又は総理府令・大蔵省令」を「内閣府令又は内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の六十七中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の七十二及び第七十九条の七十三中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p>	<p>（証券取引法の一部改正）</p> <p>第百三十七条 証券取引法の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第七十九条の第三十二項、第七十九条の五十一第一項、第七十九条の五十六第一項、第七十九条の五十七第一項第一号、第七十九条の六十二、第七十九条の六十七、第七十九条の七十二から第七十九条の七十四まで、第七十九条の八十、第百八十八条、第百九十一条及び第百九十四条の六を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。</p> <p>第七十九条の第三十二項、第七十九条の五十一第一項、第七十九条の五十六第一項及び第七十九条の五十七第一項第一号中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の六十二中「総理府令又は総理府令・大蔵省令」を「内閣府令又は内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の六十七中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の七十二及び第七十九条の七十三中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p>

第七十九条の七十四及び第七十九条の八十中、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第八十九条の八第一項中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

第八十八条中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第九十一条中「総理府令又は総理府令・大蔵省令」を「内閣府令又は内閣府令・財務省令」に改める。

第九十四条の五中「調査、」を削る。

第九十四条の六第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「第六十八条第二項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に関する権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五 その他政令で定めるもの

第九十四条の六第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同条第三項及び第六項を削る。

第九十四条の七中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

附則第五条中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第六条第一項中、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第八条第三項、第九条及び第十二条中「金融再生委員会及び

第七十九条の七十四及び第七十九条の八十中、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第四十五条第一項中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

第八十八条中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第九十一条中「総理府令又は総理府令・大蔵省令」を「内閣府令又は内閣府令・財務省令」に改める。

第九十四条の五中「調査、」を削る。

第九十四条の六第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「第六十八条第二項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に関する権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五 その他政令で定めるもの

第九十四条の六第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同条第三項及び第六項を削る。

第九十四条の七中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

附則第五条中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第六条第一項中、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第八条第三項、第九条及び第十二条中「金融再生委員会及び

大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第百五十六条 金融先物取引法の一部を次のように改正する。

本則（第九十二条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第九十一条の四中「調査」を削る。

第九十二条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「第三条の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項中「次に掲げる権限」を「前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるもの」に改め、同項各号中「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その他政令で定めるもの

第九十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第五百五条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成

大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第百五十六条 金融先物取引法の一部を次のように改正する。

本則（第九十二条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第九十一条の四中「調査」を削る。

第九十二条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「第十四条の規定による設立の免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項中「次に掲げる権限」を「前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるもの」に改め、同項各号中「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その他政令で定めるもの

第九十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第五百五条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成

十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第六項中「旧租税特別措置法第三十七条第六項」を「旧租税特別措置法第三十七条第四項及び第五項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第六項」に改め、「第三十一条第一項」と、の下に「同条第七項及び第八項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、」を加える。

附則第十五条第二項中「第二条第十四項」との下に「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と」を、「同条第四項中」の下に「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、」を加える。

附則第二十七条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第八項中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

附則第二十七条第四項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第二十九条第四項中「旧租税特別措置法第六十五条の七第七項」を、「旧租税特別措置法第六十五条の七第五項及び第六項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第七項」に、「とする」を、「と、旧租税特別措置法第六十五条の八第七項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とする」に改める。

附則第三十七条第二項中「、平成十三年三月三十一日」を、「平成十三年三月三十一日」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」に改める。

十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第六項中「旧租税特別措置法第三十七条第六項」を「旧租税特別措置法第三十七条第四項及び第五項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第六項」に改め、「第三十一条第一項」と、の下に「同条第七項及び第八項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、」を加える。

附則第十五条第二項中「この場合において」の下に「同条第一項及び第四項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と」を加える。

附則第二十七条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第八項中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

附則第二十七条第四項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第二十九条第四項中「旧租税特別措置法第六十五条の七第七項」を、「旧租税特別措置法第六十五条の七第五項及び第六項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第七項」に、「とする」を、「と、旧租税特別措置法第六十五条の八第七項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とする」に改める。

附則第三十七条第二項中「、平成十三年三月三十一日」を、「平成十三年三月三十一日」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」に改める。